

## 久高島特産品販路拡大支援委託業務仕様書

### 1. 目的

久高島の一次産品や加工品等の販路を拡大していくことにより、商品を通じてより久高島の魅力を感じて頂くとともに観光客が島へ渡れない状況においても収入源を確保することができる仕組みを構築する。

### 2. 業務の名称

久高島特産品販路拡大支援委託業務

### 3. 業務の期間

契約締結日の翌営業日から令和9年3月18日（木）まで

### 4. 業務の金額

14,999,600円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は公募型プロポーザル方式のために掲示するものであり、契約金額ではない。

### 5. 業務内容

#### (1) 与件の整理

久高島特産品販路拡大アクションプランの内容や令和6年度及び令和7年度の実績を把握するとともに、特定非営利活動法人久高島振興会（以下、「振興会」という。）にヒアリングを行ったうえで現状を把握し、取組みの実施計画を策定すること。また、実施計画においてはアクションプランの目的である「久高島の持続的な発展のために観光客が島へ渡れない状況においても収入源を確保することができる仕組みを構築する」を踏まえたうえで本委託業務での取組みに対する独自のKPI（重要業績評価指標）を明示すること。

#### (2) 既存特産品PR検討・実施

振興会が製造・販売している既存商品について把握し、ECサイトへの出品やふるさと納税との連携等を図ることでこれらの販路拡大に取り組むこと。尚、南城市地域物産館（指定管理者：DMOなんじょう株式会社）との連携を図ること。また、物産展等において既存特産品をPRする場合はECサイトの紹介やサイトを通じた購買に関するのみを本業務の対象とし、出展料や対面販売促進のみに関する費用等は対象としない。

※ECサイトでの販売促進を図るための対面PR等（販売を行っても良い）は対象とする。

### (3) 新規特産品開発支援

令和6年度に行った調査の結果及び令和7年度の特産品開発状況を踏まえたうえで新規特産品の開発支援を行うこと。尚、新規特産品の種類は8品以上とし、必ずなんじい商店への出品まで達成すること。また、開発に係る費用のうち本委託業務で支出する範囲について明らかにすること。南城市地域物産館（指定管理者：DMO なんじょう株式会社）との連携を図りアクションプランの16ページに示された好循環サイクルイメージの実現に寄与するための数値目標を掲げて取り組むこと。商品PRを図るため可能な限り南城セレクション等の認定に向けた取り組みとすること。

### (4) アドバイザーの派遣（月1回以上）

振興会に販路拡大の専門家を派遣し、販路拡大に関する指導を行い、職員の育成を図ること。また、主たるアドバイスの対象は振興会とするが、その他の島内事業者についてもアドバイスを受けられるよう工夫をこらすこと。

### (5) 顧客関係管理の運営支援

令和7年度に構築した顧客関係管理の仕組みについて、担い手である地域おこし協力隊や関係する久高区民にヒアリングを行うとともに、年間計画を確認したうえで適切なアドバイスを行う。また、必要に応じて既存商品のPRや新商品のローンチ等に絡めること。

### (6) 実施報告書の作成

取り組みについて客観的に分析し報告書にまとめること。また、次年度の取り組みに向けた提言を行うこと。

### (7) 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせは原則月1回とする。但し、協議の上必要に応じて随時実施する。

## 6. 成果品

- ① 業務報告書（精算報告書含む）・・・・・・・・・・ A4版フラットファイル 3冊
- ② 実施報告書・・・・・・・・・・ A4版フラットファイル 20冊
- ③ ①②のデータ・・・・・・・・・・データ納品（CD-R1枚）
- ④ その他、本業務により制作されたもので市が求めるもの

## 7. 成果品の提出期限

上記成果品を令和9年3月18日（木）までに提出する。

## 8. 協議について

本仕様書に記述のない事項については市と受託事業者の協議によって定めるものとする。

また、企画提案においては本仕様書の記述内容を満たしたうえで独自の新たな提案を盛り込んでもよい。但し、業務金額や業務期間については本仕様書のとおりであり変更となることはない。

## 9. データの取り扱い

本業務において得られたデータ（構造化データ、非構造化データ、パーソナルデータ、非パーソナルデータ等）については、基本的に市が保持するものとし、市は受託者に利用権限の一部を与えることとする。（相互利用許諾）

尚、市が許諾する受託者のデータ利用は原則としてシステムや機器の保守管理業務に係る市への報告及び市にとって有利な情報提供に資する場合のみとし、受託者は市の求めに応じて必要なデータの提供を行うものとする。

その他、データの取り扱いに関する詳細事項や相互利用許諾の範囲については別途本業務の契約時に協議のうえ決定するものとする。